

## 規制改革事項の追加について

平成 29 年 1 月 20 日  
地方創生担当大臣  
山 本 幸 三

- 今国会に提出する特区法改正案に盛り込むものを中心に、現在、特区ワーキンググループ等において、規制担当官庁と検討・協議中の主な追加規制改革事項は、以下のとおり。(構造改革特区や全国措置により対応する方向のものも含む。また、今後、更なる追加があり得る。)

### 1、議論がまとまった、ないし、概ねまとまりつつあるもの

- 自動走行、小型無人機等の「近未来技術」の実証を促進する、新たな「規制の砂場(サンドボックス)」特区制度の創設
- 農業の担い手となる外国人材の就労解禁
- 小規模認可保育所における対象年齢の拡大
- 多様な働き方推進のための「テレワーク推進センター(仮称)」の設置
- 信用保証制度の一般社団法人等への適用
- 特産品焼酎等の製造免許要件の緩和【構造改革特区で措置】
- 都市公園内における保育所等の設置【特区措置から全国措置へ】
- 「地域限定通訳案内士」資格の設置【特区措置から全国措置へ】

### 2、議論が続いているもの

- クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進  
(受入れのための「ワンストップセンター(仮称)」の設置を含む)
- 多様な実施主体による年3回目の保育士試験の実施
- コンセッション事業者に対する施設利用許可権限の付与
- 希少性疾患に係る革新的医薬品の開発迅速化
- 過疎地における遠隔地間の学校を結んだ新たな制度の構築
- 農地への全面コンクリート打設
- 外国船舶の寄港等に係る特許基準の明確化 など